



法定後見制度について

「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用します。

後見：判断能力が欠けているのが通常の状態の方

保佐：判断能力が著しく不十分な方

補助：判断能力が不十分な方

任意後見制度について

本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人になる方や委任する事務の内容を公正証書による任意後見契約で定めておきます。公正証書は、法律の専門家である公証人が作成します。

成年後見制度利用支援事業について

成年後見制度の利用が経済的に困難な方に対する必要経費の助成制度があります。

詳しくは、相談機関へお尋ねください。

①申立てに関する費用

②成年後見人等に対する報酬

成年後見制度は権利擁護支援の重要な手段のひとつ

成年後見制度に関するご相談は？

お気軽にもよりの地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、東近江市役所福祉部各課、東近江市権利擁護サポートセンターまで

東近江市権利擁護サポートセンター (NPO 法人 まちの相談室よりそい)

〒527-0028 東近江市八日市金屋 2-6-25
東近江市文化交流センター内(八日市図書館前)

T E L : 050-8036-0252

0748-56-1085

F A X : 0748-56-1085

メール : yorisoi@e-omi.ne.jp

開 所 日 : 月曜日～金曜日(木曜日休み)

開所時間 : 午前9時から午後5時

来所の際はできるだけ事前にご連絡いただきますようお願いします。



知って、学んで、
利用する

成年後見制度



東近江市権利擁護サポートセンター
NPO法人 まちの相談室よりそい
(社会福祉士共同事務所)



成年後見制度について

成年後見制度とは、知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度です。財産を管理したり、介護・福祉サービスの利用や施設入所・入院の契約をしたり、法律行為をひとりで行うのがむずかしい場合や、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害に遭う場合もあります。このように、ひとりで決めることに不安のある方々に対して、ご本人の意思を尊重(意思決定支援)しながら、法的に保護し、権利を守る人として後見人等を選任する制度です。

成年後見制度の種類

大きく分けると以下の2つがあります。

法定後見制度

「判断能力が不十分になってからの制度」

家庭裁判所により、援助者として成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が選ばれる制度です。利用するためには、家庭裁判所に審判の申し立てをします。

任意後見制度

「判断能力が不十分になる前の制度」

将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度です。後見制度を利用するには、家庭裁判所に審判の申し立てをします。



法定後見制度について

申立てをすることができる人は誰？

本人、配偶者、四親等内の親族など

(親、祖父母、子、孫、ひ孫、兄弟姉妹、甥、姪、おじ、おば、いとこ、配偶者の親・子・兄弟姉妹)

市長、検察官等も申し立てができます。

支援する人は誰？

家庭裁判所に選任された人(後見：成年後見人、保佐：保佐人、補助：補助人)が、本人のためにどのような保護・支援が必要かなど事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。

本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家(弁護士、司法書士、社会福祉士)や福祉関係の公益法人(社会福祉協議会など)などが選任されます。

成年後見人等の役割

支援内容は、財産管理や身上監護(生活や療養看護に関すること)

成年後見人等は、本人の財産管理や介護サービスの利用契約、施設への入所契約などを本人に代わって行い、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身の回りの事柄にも目を配りながら、本人を保護・支援します。成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることとなります。成年後見人等の報酬は家庭裁判所が決定し、本人が負担します。

手続き等について

申立て時に必要な書類や金額は？

申立て書

申立て費用：収入印紙 800円分

※保佐人や補助人に同意権や代理権を追加または付与する審判の申し立てをするには、申立てごとに別途収入印紙が800円必要となります。

登記手続費用：収入印紙 2,600円分

連絡用郵便切手：5,450円分

戸籍謄本、登記事項証明書(登記されていないことの証明書)

本人情報シート、診断書(費用は病院により異なります。)

場合により鑑定書(5万円前後)

手続きの流れ

(申し立てから開始まで4か月以内)

申立書の提出先：本人の住所地(本人が現実に生活しているところ)を管轄する家庭裁判所



※裁判所の職員が申立人や本人から事情をうかがったり、本人の親族に後見人候補者の意見を照会することがあります。また、必要に応じ、裁判官が事情をたずねることもあるほか、本人の判断能力について、医学的に確認するため、医師の鑑定を行うことがあります。